

令和3年度 第1回理事会

令和2年(2020年)9月25日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>507</p> <p>ナショナルデモンストレーター選出基準及び要領</p> <p>1. この基準は、本連盟公認規程及び教育本部規程第3条第4項に基づき、ナショナルデモンストレーターの選考に関する必要な事項を定める。</p> <p>2. 役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。</p> <p>3. 選考会に出場できる者は、公認スキー指導員資格及び公認スキーA級検定員資格を有し、加盟団体長の推薦を得た者とする。</p> <p>4. 選考方法は、デモンストレーター選考会開催要項により周知する。</p> <p>5. ナショナルデモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスキー界に貢献でき得る者とし、男子20名以内、女子6名以内とする。</p> <p>6. 任期は、次期選考会までの2年間とする。</p> <p>7. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和58年8月 改訂 昭和61年5月 改訂 平成元年2月 改訂 平成3年9月 改訂 平成5年6月26日 改正 平成5年10月19日 改正 平成7年10月13日 改正 平成12年9月20日 改正 平成13年12月18日 改正 平成14年11月5日 改正 平成16年4月2日 改正 平成19年7月5日 改正 平成20年9月16日 改正 平成21年9月18日 再掲 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成29年7月15日 改正 令和元年9月27日 改正</p>	<p>507</p> <p>ナショナルデモンストレーター選出基準及び要領</p> <p>1. この基準は、本連盟公認規程及び教育本部規程第3条第4項に基づき、ナショナルデモンストレーターの選考に関する必要な事項を定める。</p> <p>2. 役員及び選考委員は、教育本部理事会が承認し、本部長が委嘱する。</p> <p>3. 選考会に出場できる者は、公認スキー指導員資格及び公認スキーA級検定員資格<u>または公認スキーB級検定員資格</u>を有し、加盟団体長の推薦を得た者とする。</p> <p>4. <u>公認スキーB級検定員で、ナショナルデモンストレーターに認定されたものは、任期中に必ず公認スキーA級検定員を取得することとする。任期中に公認スキーA級検定員が取得できなかった場合は、原則、次期ナショナルデモンストレーター選考会に参加することはできない。</u></p> <p>5. 選考方法は、デモンストレーター選考会開催要項により周知する。</p> <p>6. ナショナルデモンストレーターは、人格、識見、技術共に優れ、本連盟事業を通じて幅広くスキー界に貢献でき得る者とし、男子20名以内、女子6名以内とする。</p> <p>7. 任期は、次期選考会までの2年間とする。</p> <p>8. この基準及び要領の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>昭和58年8月 改訂 昭和61年5月 改訂 平成元年2月 改訂 平成3年9月 改訂 平成5年6月26日 改正 平成5年10月19日 改正 平成7年10月13日 改正 平成12年9月20日 改正 平成13年12月18日 改正 平成14年11月5日 改正 平成16年4月2日 改正 平成19年7月5日 改正 平成20年9月16日 改正 平成21年9月18日 再掲 平成23年9月20日 改正 平成25年7月9日 改正 平成29年7月15日 改正 令和元年9月27日 改正 <u>令和2年9月25日 改正</u></p>	<p>若い選手にもナショナルデモへの門戸を広げる 選考会に出場できる検定員資格を「A級検定員」→「A級またはB級検定員」に変更する。</p>